

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、成長戦略を実現するため、以下のコーポレートガバナンス体制が最適と考えています。このコーポレートガバナンス体制構築のため、監査等委員会設置会社を採用しました。

取締役会での意思決定の高度化

当社は、取締役会において、成長戦略の中核となる年度及び中期の経営計画や規模の大きいM & Aなどの重要な事項について、十分かつ充実した審議をもって決定する体制を構築すべきと考えています。そのために、各カンパニーを統括する事業に精通した社内の業務執行取締役だけでなく、多様な知見を持ち、かつ、社内の事情に左右されない客観的な意見を持つ複数名の社外取締役を置くことにより、取締役会において十分かつ充実した審議をもって決定する体制が実現できると考えています。

当社の社外取締役は、企業の経営経験者2名(金融業及び製造業)、弁護士及び公認会計士の4名です。

業務執行取締役への権限委譲

当社は、全社の主要な事業を3つのカンパニー(エネルギー・情報通信カンパニー、エレクトロニクスカンパニー、自動車電装カンパニー)として組織し、各カンパニーを統括する業務執行取締役を定め、カンパニーに専属する事項や比較的风险の少ない事項については、当該業務執行取締役が迅速果断な意思決定を行える機動的な体制が必要であると考えています。そのため、各カンパニーを統括する業務執行取締役に大幅に権限委譲することによって、これを実現する体制としています。

なお、当社は業務執行取締役の指名及び報酬の決定に関して、社外取締役を過半数とする指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しました。業務執行取締役は、指名及び報酬の面で各委員会から客観的に評価される体制となり、業務執行取締役の業績向上へのインセンティブを高めることができると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】 いわゆる政策保有株式

1. 政策保有に関する方針

当社が行う事業において、事業戦略上協力関係を結ぶ必要があり、かつ、当社の中長期的な企業価値向上に資する場合に限り、その企業の株式を政策保有株式として保有します。これら政策保有株式の保有の是非については、上記保有方針に沿って適宜検証を行い、取締役会において決定します。

2. 議決権行使に関する方針

当社は、前項の保有方針及び当社の中長期的な企業価値向上の観点から総合的に判断して、毎年適切に議決権を行使します。

【原則1 - 7】 関連当事者間の取引

当社では、関連当事者間の取引に関する調査を取締役及び監査等委員を対象に実施し、当社と利益相反する取引がないことを確認しております。その調査結果を元に株主総会招集通知や有価証券報告書等に関連当事者間の取引情報を開示しています。

【原則3 - 1】 情報開示の充実

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社では、グループ経営理念「ミッション・ビジョン・基本的価値(MVCV)」及び中期経営計画を定め、以下に掲載しています。

グループ経営理念 : <http://www.fujikura.co.jp/corporate/philosophy.html>

中期経営計画 : http://www.fujikura.co.jp/ir/management_plan.html

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記1. 基本的な考え方に記載のとおりです。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

当社では、取締役の報酬は、複数の調査機関による主に上場会社を対象とした調査結果を参考にし、さらに、取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会(委員の過半数を社外取締役で構成し、委員長は社外取締役としています。)の答申を受けて、取締役会にて取締役の個別の報酬額を決定します。報酬諮問委員会は、各取締役に対する業績評価、役位別の報酬水準の市場性、報酬体系について審議し、それらを踏まえたうえで、個々の取締役の報酬額を取締役会へ答申し、取締役会はこの答申を受けて取締役の報酬額を決定します。

具体的には、取締役の報酬制度は、「基本報酬」、「短期業績連動報酬」、「株式報酬」の3区分で構成されており、それぞれの詳細は以下のとおりです。

「基本報酬」

取締役の監視・監督機能に相当する部分として、役位別の固定額とします。

「短期業績連動報酬」

役位別の基礎額を設定し、全社業績又は営業部門の業績に応じて一定の指標(営業利益率、株主資本利益率(ROE)、投下資本利益率

(ROIC))に基づき、当該基礎額の0%から200%の範囲で支給することとします。

「株式報酬」

上記及びの金銭報酬に加えて、当社普通株式を報酬として交付します。取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動によるメリット及びリスクを株主の皆様と共有することで、企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的とする報酬です。

なお、以上は業務執行取締役の報酬であり、業務執行取締役以外の取締役の報酬は、その役割に鑑みて固定額である基本報酬のみとし、短期業績連動報酬及び株式報酬は支給しません。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社では、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会(委員の過半数を社外取締役で構成する委員会であり、委員長は社外取締役としています。)が、取締役候補者の選任基準を審議し、それに基づき決定した取締役候補者を取締役会へ答申し、取締役会はこの答申を受けて株主総会に付議する取締役選任議案を決定します。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
個々の取締役の選任についての説明は「株主総会招集ご通知」の参考書類において開示しています。

【補充原則4-1】 取締役会の決議事項及び取締役会から経営陣への権限委譲範囲

「1. 基本的な考え方」で示したとおり、当社では、各カンパニーを統括する業務執行取締役が迅速果断な意思決定を行える機動的な体制を構築するため、取締役会から業務執行取締役に大幅に権限委譲しています。他方で、当社の取締役会では、成長戦略の中核となる年度及び中期の経営計画や規模の大きいM&Aなどの重要な事項を決議します。なお、取締役会においては、事業に精通した社内の業務執行取締役だけでなく、多様な知見を持ち、かつ、社内の事情に左右されない客観的な意見を持つ社外取締役の意見を反映しつつ十分な審議を尽くすことができる体制をとっています。

以上の決定権限の分配(取締役会と業務執行取締役)は、取締役の責任・権限規程として詳細を取締役会で決定しています。

【補充原則4-8】 独立社外取締役の有効な活用

当社では、取締役14名のうち4名が独立社外取締役であり、弁護士1名、公認会計士1名、経営経験者2名(金融、製造業)と多様なバックグラウンドを有する者で構成されています。これらの独立社外取締役は、当社の取締役会の審議に積極的に参加し、その多様な知見と高い専門性を活かした意見を述べ、さらに、社内の事情にとらわれない客観的な視点を取締役会に持ち込むことで、取締役会での意思決定の高度化に資する存在です。

【補充原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社における社外役員の独立性判断基準については、以下のとおりです。

なお、当社の社外取締役4名はいずれもこの要件を満たしており独立社外取締役と判断しています。

現在又は最近3年以内において次の各項に該当する者又は該当していた者並びにこれらの者の2親等内の親族及び配偶者は、独立性を有さない。

- a. 当社グループの重要な取引先(注1)又はその業務執行者(注2)
- b. 当社グループを重要な取引先とする者又はその業務執行者
- c. 当社の総議決権の10%以上を有する株主又はその業務執行者
- d. 当社又は当社の子会社から、当社の社外役員であることによって得られる報酬以外に金銭その他の多額の報酬(注3)を受け取っている者又はその業務執行者

(注1) 重要な取引先

当社から当該相手方に対する当社連結による売上が連結売上高の1%以上となる者及び当社による購入額が当該相手方の連結売上高の1%以上となる者

(注2) 業務執行者

業務執行取締役及びその直下の従業員

(注3) 多額の報酬

年額10百万円超

【補充原則4-11】 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役会の構成としては、長年当事業の実務に携わってその実態に精通し、かつ経営一般に一定の知見を有する者を、時々当事業のポートフォリオや重点施策に応じて業務執行取締役として選任することとし、現時点で9名の業務執行取締役がおります。これに対して、社外取締役は、取締役会の構成として業務執行取締役の員数とのバランスを考慮し、外部の多様な知見や専門性を有する複数名を置くこととし、現時点の社外取締役は4名であり、その構成は事業会社の経営(役員)経験者2名と弁護士1名及び公認会計士1名です。

【補充原則4-11】 取締役・監査役が上場会社役員を兼任する場合の対応

取締役が他の上場会社の取締役・監査役・監査等委員を兼任する場合、当社における役割・責務の遂行に制約を生ずるものでないことを確認しています。また、重要な兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等の開示書類において毎年開示しています。

【補充原則4-11】 取締役会全体の実効性についての分析・評価

取締役会の実効性については、取締役会メンバー全員を対象に、会議体としての適正性(時間、頻度、議事運営、議事録等)、付議案件の適正性(付議のタイミング、重要度、情報量等)、取締役会メンバーの態様(審議への参画等)及び事務局体制についてアンケートを実施しています。アンケート結果を踏まえて、是正すべき点について検討しています。なお、監査等委員会設置会社への移行に合わせて行った取締役会の意思決定の高度化及び業務執行取締役への大幅な権限委譲を実行したことにより、アンケートにおいて指摘された実効性に関する懸念点については、大幅に解消されました。

【補充原則4-14】 取締役に対するトレーニング方針の開示

当社では、取締役および監査等委員がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング(社内外の研修やセミナー等)や情報提供を適宜実施しています。新任の社外取締役については、会社概要、企業理念、経営状況、コーポレートガバナンスに関する事項および各種役員関連規程等の説明を就任前に実施しております。就任後は、当社への理解を深めることを目的に、当社の事業活動、業界の動向、当社の経営環境等について、説明や事業所の視察等を実施しています。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

(1) 当社では、株主・投資家との建設的な対話を通じた継続的かつ中長期的な企業価値の向上を図るため、社長をはじめとする経営幹部による株主・投資家との対話等の取組みを推進しています。

(2) 当社では、対話・情報開示の実効性を確保するため、IR担当取締役を置き、その下にコーポレート企画室IRグループを設置し、関連部署と連携しながら、適時かつ公正、適正に情報開示を行っております。

(3) 当社では、四半期毎(5月、8月、11月、2月)の決算説明会や工場見学、事業報告書・アニュアルレポート等の発行により情報開示を行っております。海外では、社長及びIR担当取締役が直接欧州、北米、アジアに赴き、海外機関投資家へ当社の事業概況、決算説明、中期経営計画の説明を行っています。また、適宜投資家を訪問し、株主総会議案、コーポレートガバナンス体制、CSR等についての意見交換の場を持つなど対話の充実に努めています。

(4) 社長及びIR担当取締役は、上記の株主・投資家との面談結果等を適宜他の取締役等へフィードバックしています。

(5) 当社では、決算情報の漏えいを防ぎ、公平性を確保するために、サイレントビリオドを設定し、この期間中に決算にかかわるお問い合わせへの回答やコメントを控えることとしています。また、内部情報管理規程にて、重要な情報の漏えい防止及びインサイダー取引の防止を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	23,891,000	8.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	17,931,000	6.06
三井生命保険株式会社	10,192,000	3.44
株式会社三井住友銀行	8,456,000	2.86
株式会社静岡銀行	7,713,000	2.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	6,777,000	2.29
DOWAメタルマイン株式会社	6,563,000	2.22
フジクラ従業員持株会	5,246,000	1.77
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	5,202,000	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	5,061,000	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

基準日時点において、上記のほか自己株式が10,505,062株ありました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	更新選任している
社外取締役の人数	更新4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新4名

会社との関係(1)更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
関内壯一郎	弁護士											
下志万正明	他の会社の出身者											
阿部謙一郎	公認会計士											
白井芳夫	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
関内壯一郎	○	○	該当事項はありません。	関内壯一郎氏は、高い専門性を有する弁護士として長年にわたり企業法務に携わっており、企業経営に関する十分な知見を有しています。同氏は当社の定める独立性基準に抵触せず、独立の立場を必要とする社外取締役として適格であると考えています。また、同氏は当社との間に利害関係はありません。

下志万正明	○	○	下志万正明氏は、当社の取引銀行である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありましたが、2003年6月に同行を退職しています。	下志万正明氏は、長年にわたって大手都市銀行で重要な地位にあった経験から、財務及び会計について相当程度の知見を持ち、企業経営に十分な経験を有しています。同氏は当社の定める独立性基準に抵触せず、独立の立場を必要とする社外取締役として適格であると考えています。また、同氏は当社との間に利害関係はありません。
阿部謙一郎	○	○	該当事項はありません。	阿部謙一郎氏は、公認会計士として高い専門性を有するとともに、長年にわたり多くの企業の会計監査に携わっており、企業経営に関する十分な知見を有しています。同氏は当社の定める独立性基準に抵触せず、独立の立場を必要とする社外取締役として適格であると考えています。また、同氏は当社との間に利害関係はありません。 阿部謙一郎氏は当社の会計監査人であるあらた監査法人の代表社員でしたが、同監査法人に在籍中当社の監査に関与したことはなく、2012年6月に同監査法人を退職しています。
白井芳夫	○	○	白井芳夫氏は、過去3年以内において豊田通商株式会社の業務執行者でしたが、当社と同社との間の取引は販売、購入とともに当社又は同社の連結売上高の1%に満たず、同社は当社の定める独立性基準の重要な取引先には該当しません。また、白井氏が過去業務執行者であったトヨタ自動車株式会社及び日野自動車株式会社と当社との取引についても同様です。	白井芳夫氏は、トヨタ自動車株式会社専務取締役、日野自動車株式会社取締役社長、豊田通商株式会社取締役副会長を歴任し、経営者としての豊富な経験と見識を有しています。2016年からはセイコーエプソン株式会社の社外取締役監査等委員を務めるなど、社外取締役としての経験も有しています。同氏は当社の定める独立性基準に抵触せず、独立の立場を必要とする社外取締役として適格であると考えています。 また、同氏は当社との間に利害関係はありません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

更新

監査等委員会を補助する監査等委員会室を設けて専任者を配置しています。なお、監査等委員会室は業務執行側からの独立性を有し、監査等委員会から直接の指示・命令の下、監査等委員会の職務の執行を補助しています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

・ 会計監査人との連携状況

監査等委員会は、年初に監査計画を会計監査人から聴取し、それに基づき期中の監査、期末の監査の結果について会計監査人から報告を受けることとしています。また、監査等委員会は会計監査人と会計監査の内容・体制等について、年間数回のディスカッションを行い、意見交換を適宜行うこととしています。

・ 内部統制部門との連携状況

監査等委員会は、当社の内部監査の専任組織である監査部から毎月、当該部門が行う各カンパニー、グループ会社に対する監査結果の報告を直接受けています。監査等委員会は、かかる監査結果を受けて、さらに追加的に各カンパニーやグループ会社への監査や是正措置等を求めることができます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取 締役

補足説明 更新

取締役の指名及び報酬の決定に係る客観性及び透明性確保のため、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しています。いずれも過半数の社外取締役で構成し、委員長は社外取締役から選定することとしています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

(当社の独立性基準)

現在次の各項に該当する者または最近3年以内に次の各項に該当していた者並びにこれらの者の2親等内の親族及び配偶者は、独立性を有さない。

- ・当社グループの重要な取引先*1またはその業務執行者*2
- ・当社グループを重要な取引先とする者またはその業務執行者
- ・当社の総議決権の10%以上を有する株主またはその業務執行者
- ・当社または当社の子会社から、当社の社外役員であることによって得られる報酬以外に金銭その他の多額の報酬*3を受け取っている者またはその業務執行者

*1 重要な取引先: 当社連結の販売額が連結売上高の1%以上である取引先及び当社による購入額が当該相手方の連結売上高の1%以上である取引先

*2 業務執行者: 業務執行取締役及びその直下の従業員

*3 多額の報酬: 年額10百万円超

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、その他
---	------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「短期業績連動報酬」及び「株式報酬」により構成され、このうち「短期業績連動報酬」及び「株式報酬」はそれぞれ業績及び株価に連動した報酬となっており、取締役の業績向上へのインセンティブを高めるための報酬となっています。

「短期業績連動報酬」は、取締役会において期初に設定する全社の年度計画又は管掌部門の計画に対する実績について、一定の客観的指標(営業利益率、株主資本利益率(ROE)、投下資本利益率(ROIC))に基づき評価を行うこととしています。評価結果による短期業績連動報酬の額は、役位別に設定する基礎額について0%から200%の範囲で変動することとしています。

「株式報酬」は、当社普通株式を報酬とする制度です。取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動によるメリット及びリスクを株主の皆様と共有することで、企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的とするものです。

業務執行取締役以外の取締役の報酬は、その役割に鑑みて固定額である基本報酬のみとし、短期業績連動報酬及び株式報酬は支給しません。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役の年間報酬総額は363百万円(第168期に係る取締役賞与の支給は行わない)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・報酬の算定方法については、【原則3 - 1. (iii)】に記載のとおりです。

・報酬額(総額)については、2017年6月29日開催の第169期定時株主総会において以下のとおり決議しています。

「金銭報酬」

監査等委員でない取締役 年額6億円以内

監査等委員である取締役 年額1億円以内(うち社外取締役分70百万円以内)

「株式報酬」

年額120百万円以内かつ285千株以内(但し、社外取締役を除く監査等委員でない取締役に限る)

【社外取締役のサポート体制】

更新

・当社の社外取締役は全て監査等委員であり、監査等委員のサポートは監査等委員会室が行っています。監査等委員会室には専任者を配置するとともに、業務執行側から独立性を有し監査等委員会からの直接の指示・命令の下でサポートを行っています。

・取締役会からの権限移譲を受けて業務執行取締役のみで決裁する事項及びカンパニー経営会議(カンパニーごとに開催され、カンパニー内の重要事項を討議する会議体)で討議される事項については、所定のデータベースに登録されており、監査等委員は常時閲覧することができます。更に、当該事項については、当社コーポレート部門(コーポレート企画室及び法務室)と監査等委員会室で協同して当該データベースに登録された情報を確認し、必要に応じ追加の情報収集などを行ったうえで監査等委員へ報告しています。また、監査等委員が出席する取締役会及び監査等委員会の資料は事前に配布しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、2017年6月29日開催の定時株主総会の承認をもって、従来の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。

(業務執行に係る事項)

業務執行にかかる事項は、「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(監査・監督に係る事項)

監査・監督にかかる事項については、「1. 【監査等委員会】」に記載のとおりです。

(指名、報酬決定等の決定に係る事項)

指名、報酬決定等にかかる事項は、「1. 【任意委員会】」に記載のとおりです

(会計監査の状況)

会計監査については、PwCあらた有限責任監査法人を会計監査人として選任しており、監査業務の体制は、業務を執行した公認会計士である友田和彦氏、岸信一氏、岩尾健太郎氏の他、補助者として公認会計士10名、会計士補等7名、その他16名となっています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は主要な事業を三つのカンパニー(エネルギー・情報通信カンパニー、エレクトロニクスカンパニー、自動車電装カンパニー)として組織し、それぞれのカンパニーにこれを統括する業務執行取締役を配置していますが、各カンパニーが所管する事業は取扱製品はもちろん顧客や競争環境もそれぞれ大きく異なるため、各カンパニーを統括する業務執行取締役が迅速果敢な意思決定を行える機動的な体制が必要であると考えています。他方、年度及び中期の経営計画や規模の大きなM & Aなど全社の成長に係る重要な事項については、取締役会決議事項とし、社外取締役の多様な知見や客観的な意見を反映し、十分な審議をもって決定することが必要であると考えています。

以上の観点から、会社法が定める機関設計のうち監査等委員会設置会社が当社の経営体制として最も適していると判断しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2017年6月29日開催の第169期定時株主総会に関する招集通知は、同年6月5日付で発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	2006年度よりインターネットによる議決権行使制度を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2008年度より、株式会社「C」が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を可能としています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ上に招集通知の英文の要約を掲載しています。
その他	広く招集通知等の閲覧を可能とするため、当社ホームページにおいて公開しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	5月・8月・11月・2月の年4回開催しています。説明会は四半期ごとの決算内容を説明しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	社長及びIR担当取締役が欧州、北米、アジアに赴き当社の事業概況、決算説明、中期経営計画の説明を直接行い、海外機関投資家への情報提供及び対話の充実を図っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、中期経営計画、アニュアルレポートなどのIR資料は、当社ホームページ上に掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署(担当者)の設置 IR担当部署: コーポレート企画室 IR担当役員: 常務取締役 滝沢 功 IR事務連絡責任者: コーポレート企画室 IRグループ長 久堀太士	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2009年4月に「フジクラグループCSR理念」、「フジクラグループCSR基本方針」及び「フジクラグループCSR活動指針」を制定しています。特に関わり合いの深い6つのステークホルダー(「顧客(お客様)」、「社員(家族を含む)」、「投資家・株主」、「取引先」、「地域社会」等)を定め、これらのステークホルダーに対して、企業活動に関わる情報を適時適切に発信し、ステークホルダーからのご期待やご意見を今後のグループ経営に生かしていくことが、企業が社会的責任を果たす上で重要であると考えて取り組んでいます。 詳細については以下に掲載しています。 参照先URL: http://www.fujikura.co.jp/csr/index.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、CSRの3側面である、環境・社会・企業統治に関する幅広い取り組みを実施しています。これらの取り組みについては、毎年「CSR統合報告書」として作成し、当社ホームページ上で公開しています。当社のCSR活動の考え方、取組状況等について引き続き広くステークホルダーに伝えていきます。 参照先URL: http://www.fujikura.co.jp/csr/index.htm

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方(当社の経営体制及び内部統制システムの実施主体)

当社は監査等委員会設置会社であり、当社の取締役総数は14名で、監査等委員でない取締役は9名、監査等委員である取締役は5名である。社外取締役は4名で全員が監査等委員である。

当社は主要な事業分野を三つの社内カンパニーとして組織し、各カンパニーの責任者に取締役をあて、また、コーポレート部門、研究開発部門等のカンパニー横断的な間接部門にも、当該部門に属する組織を統括する責任者として取締役をあてている。さらに社内カンパニーに匹敵する規模の重要な子会社についても当社側の責任者に取締役をあてている。当社の経営は、最高経営責任者である取締役社長が、以上の責任を分担する個々の取締役を統括する体制により執行され、この詳細は取締役会の決議により定める。

なお、これらの取締役は監査等委員でない取締役であり、取締役社長を含めて「業務執行取締役」という。また、監査等委員である取締役は単に「監査等委員」という。

当社の内部統制システムは以上の経営体制を前提とし、業務執行取締役は内部統制システムの遵守・実行について責任を負い、所管する事業分野・組織・グループ会社に内部統制システムを遵守・実行させなければならない。

監査等委員(会)は、当社及びグループ会社の内部統制システムの遵守・実行の状況を監査する。そのため、自ら当社及びグループ会社の状況を調査し、また、執行側から提供される情報の内容を確認・検証する。さらに必要に応じ、業務執行取締役をはじめとする執行の当事者から直接の説明を求める。以上と併せ、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、業務執行取締役と同様に内部統制システムの適正性について責任を負う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、フジクラ行動規範において、反社会的勢力に対しては毅然として対応するとの基本方針を定めており、これを役員、従業員その他の業務従事者に周知、徹底させている。

また、反社会的勢力に対する対応統括部署、対応責任者を定めており、弁護士等への相談、情報収集のための社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等への加盟など、外部の専門機関との連携も図っている。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりとなっています。

< 適時開示体制の概要 >

当社は、社内の規程として「内部情報管理規程」及び「フジタリスク管理規程」を制定し、社内における重要な情報の収集、連絡、開示方法等の管理基準を定め、情報の管理責任者（コーポレート企画室長）が開示についての確に実行できる体制を整えています。

具体的には、当社において発生した重要な事実や決定した重要な事項について、これらの規程に則り管理責任者（コーポレート企画室長）に情報が集められたのち、会社業績に直接影響を与える事実や事項については経理部、その他の事実や事項については法務室が情報を整理し、当該情報を適時・適切に開示しています。

